

京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会委員名簿

●氏 名	●役職等	●分 野
あ ば ち あき 安 保 千 秋	弁護士・人権擁護委員	弁護士
○ あん どう に すけ 安 藤 仁 介	世界人権問題研究センター所長 同志社大学法学部教授	学識経験者
い の う え けい こ 井 上 慶 子	自由業	市民公募委員
かわ ぐち よし つぐ 河 口 芳 嗣	市立弥栄中学校校長	人権教育関係者
くり もと あつ こ 栗 本 敦 子	地球市民教育センター代表	人権啓発指導者
○ さ か もと しげ き 坂 元 茂 樹	神戸大学大学院法学研究科教授	学識経験者
そん へん 孫 美 幸	立命館大学大学院生	市民公募委員
ひがし だ みみ お 東 田 文 男	京都新聞社論説委員	ジャーナリスト
み た むらたか ひこ 三 田 村 隆 彦	京都市社会福祉協議会常務理事	社会福祉関係者
よね つ みき お 米 津 幹 郎	吉忠株式会社管理統括本部取締役本部長	企業関係者

任期 平成16年6月25日から平成17年3月31日まで
○：座長 ○：副座長（敬称略・50音順）

京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会の開催経過

回数	開催日	場 所	議 題
第1回	6月25日	京都ロイヤルホテル	(1) 新しい行動計画の位置付けについて (2) 現在の行動計画について (3) 人権についての所感 (4) スケジュールについて
第2回	8月23日	ひと・まち交流館京都	(1) 現状と課題、今後の方向 (2) 委員会の検討スケジュール
第3回	9月22日	京都市子育て支援総合センターこどもみらい館	(1) 人権に関する基本的考え方 (2) 人権教育・人権啓発の推進方策
第4回	11月 9日	京都市国際交流会館	(1) 人権教育・啓発について (2) 人権相談・救済について
第5回	12月 2日	京都市女性総合センターウィングス京都	(1) 今後のスケジュールについて (2) 中間まとめに向けた意見整理
第6回	1月19日	京都市市民生活センター	(1) 各重要課題の現状と課題、今後の方策について (2) 提言中間まとめ（事務局案）について
第7回	3月16日	京都市市民生活センター	(1) 提言（最終まとめ）について

パブリック・コメントについて

策定検討委員会では、市への提言に先立ち、「京都市人権文化推進計画（仮称）策定に当たっての提言《中間まとめ》」に対するパブリック・コメントを実施した。

1 募集の概要

- ・ 周知方法 市民しんぶん（全市版）2月号、市ホームページに掲載
意見募集冊子を市役所本庁舎、各区役所・支所等に配付、また、人権にかかわりの深い団体に意見募集冊子を郵送し、意見を求めた。
- ・ 実施期間 平成17年2月14日（月）から平成17年2月28日（月）まで
- ・ 提出方法 F A X、電子メール、郵送
- ・ 募集結果 意見数 31件

2 パブリック・コメントで寄せられた意見の概要

整理番号	意 見 要 旨
1	個人情報の保護について、その他の課題で触れて欲しい。個人情報の漏洩やフィッシング詐欺なども大きな問題になっている。
2	「これをしていかなければならない」というトーンが多いように感じる。人権文化を推進することが明るい社会になるというようなプラスイメージをもっと出した方がよい。更にその中に身近な具体的な例があればより理解しやすいのではないか。
3	最近、学校での殺傷事件が頻発していることを非常に危惧している。子どもの安全も人権の重要な視点であるので、その点についての提言が欲しい。
4	人権を考える際に必要なことは歴史的文脈で基本を抑えることであり、人権に関する記述について思想的な説明が抜け落ちている。 個々の課題も大切であるが、突然「人権」といわれると戸惑ってしまう。また「人権文化」はうなずけるが「啓発」は高みからみているようで嫌な感じを受ける。
5-1	ジェンダーに基づく固定的な役割分担について、現在ではむしろ抑制する動きがでている。その点についてもう少し論じるべき。
5-2	子どもの人権をめぐる問題は大人社会の反映であるという部分をもっと強調されてよい。
5-3	障害者の企業就職、社会参加の問題は、現状からすると提言の記述は絵空事に思える。

整理番号	意見要旨
5-4	外国人の項目で「民族的偏見の払拭と民族的自覚の基礎のかん養」が分かりにくい。更に説明が必要ではないか。
5-5	ホームレスの問題は、市場競争原理で動く今の社会経済体制そのものを問題にしなければ解決しないのではないか。
5-6	プライバシーの侵害について、個人情報侵害するものとして何があるのかの具体的な記述や、漏洩、改ざんの問題も記述すべき。
5-7	人権相談や救済は、行政から独立した機関を設け、その機関から市へ勧告を行うような機能を持たせるべき。 また、相談・救済について、地域住民の人権を守るために必要なことは、国に積極的に働きかけるべきであるし、できることは自治体独自でも実施すべき。
5-8	人権を論じる場合、少なくともイギリスのマグナカルタにまでさかのぼって考える必要があるのではないか。そして「権利のための闘争」が言われ自由権的な人権から生存権的・社会権的な人権へと広く深く意識され保障が求められていった過程、先人たちの血のにじむような努力が忘れられてはいけない。 最近、いつまでも過去にとらわれず未来志向でという言葉聞くが、過去との誠実な対話なしに現在を肯定し、未来を考えることに危うさを感じる。
5-9	今、私たちが暮らしている社会は、市場競争原理で動く社会経済体制をとっている。政治、法律、行政などの多くのことはその中に含まれている。そのような中で人権を論じるのは困難が多い。自由＝善、規制＝悪、と単純に割り切れないことを十分に知っておきたい。そのためにも、人間の権利が意識された原初とその後、今に至る過程をきちんと踏まえたい。
5-10	人権擁護、差別解消を論じる場合、それを侵し妨げるものは何かを正しく把握しておく必要がある。第一に政治的な公権力と経済的な権力が挙げられる。これらを真っ先に取り上げることなく人権を論じることは、まやかしの感を受ける。
6	婚外子（非嫡出子）の問題が一切触れられていないことが残念である。この問題は、国連子どもの権利委員会などから再三再四勧告を受けているところであり、戸籍上の続柄記載や、民法900条の相続差別など、日本に唯一残される行政上の差別であるといえる。欧米諸国などには事実婚のカップルが半数近いという国もある一方で、日本では、普段この問題を意識しない人々も、この社会的差別があることを知っていて99%以上の婚姻率を保っている。そのようにして、やはりこの国には「家制度」的なものが残り、その枠の中で女性たちが個性を生かした人生を送ることが出来ない（一向に改善されない性別役割分担意識）ということが、今日の少子化問題にもつながっているように思う。

整理番号	意見要旨
7	はじめに人権ありきではなく、国民の不断の努力によってのみ継続できるものであり、決して普遍的なものではないと考える。 今後は地方自治体などの行政が前面に出る必要は全くないと考える。これからはNGOやNPOを後方からサポートする姿勢が必要である。
8	息子は軽度の知的障害を持っているが、障害者年金が不認定とされている。軽度といえどもアルバイトが精一杯であり、医療費等の負担も大きく、親子とも将来が不安である。軽度知的障害者について施策の改善をお願いしたい。 ・親の退職、病気等に応じて障害者年金を受け取れる保障制度を設けること ・医療費の軽減 ・公的支援により必要な数のグループホーム及び職場を設けること ・知的障害者が、将来も安心安全に暮らせるためには、親が何をしてあげばよいのかについての講習 ・知的障害者は冤罪を受けやすいため、関係者の養成課程等に知的障害者との交流など、障害について学ぶ機会を設けること
9	イベント型の啓発事業は効果があるか疑問である。見直すべきではないか。行政がイベントやパンフなどで啓発を行っても個々の家庭で人権について話題になることが少ないと思う。 NPO等による自主的な活動に対する支援が重要であるとともに、市民の社会生活に多くのかかわりを持っている企業が積極的に活動を行うことが重要ではないか。行政は市民団体や企業に対して個別に支援するだけでなく、両者を結びつけるなど、より効果的な活動ができるような支援を行うべき。
10	市主催の講演会に一度だけ誘われて参加したことがあるが、人権というテーマについて面白くて分かりやすい話をしていただいた。 市内の大学で学んだが、在学中は市の人権関係のイベントについて知る機会がほとんどなかった。若者の参加の必要性について述べられているが、学生など若者に対してもっとイベント等についてアピールしてはどうか。
11-1	子ども：離婚は大抵の場合、子どもにとって深い傷になると思われることから、親はもっと熟慮すべきである。その上で、ネグレクトや子どもが孤独感等から閉じこもることなどがないように、母子、父子家庭に対する支援が必要である。
11-2	教育：学校に籍を置きながら授業を受けない人がいる一方で、経済的理由で学習の機会に恵まれない人がおり、常々理不尽であると感じている。
11-3	人権学習：まず大人がしっかりと学ぶべきである。ボランティア活動がよいのかどうか分からないが、自分の肌で感じることで他人事ではすまなくなるのではないか。

整理番号	意見要旨
12	大学生など若者を中心とした取組を推進するため、大学機関に働きかけを行ってはどうか。また、大学の教養課程に人権等の学習を盛りこんだり、行政の人権啓発事業を単位交換制度に組み込むなどできないか。
13-1	社会的に差別されたり色眼鏡で見られ、安定した職につけない母子家庭世帯は、極めて厳しい状況に置かれている。
13-2	当事者の声を聞き、社会的、経済的弱者である子育て中の母子家庭世帯に対する支援策を早急に実施して欲しい。 ・一人親世帯の緊急雇用枠の実現 ・市営住宅がない上京地域居住の母子家庭世帯への緊急代替住宅供給の実現
14-1	人権とは個人の考え方よりも豊かな生活を保障することから始まるのではないか。言論の自由や教育を受ける権利など、市民生活擁護や社会生活に必要な権利を確認することが第一で、人権を個人間に求めるのはあまりにも短絡的と考える。
14-2	人権の保障について、いわゆる「社会保障制度」のような使われ方とは異なっていると断りを入れているが、これは本来の人権の概念を独断で改変するものになっているのではないか。
14-3	同和問題について ・特別施策で建設された公営住宅について、全面的、無条件の一般公募を実現すべきである。また、すべての地域で老朽化した住宅の建替え計画を持ち、建替え対象者との協議による事業の推進を提案する。 ・保育所での同和問題に関する啓発は必要ないと考える。また、同和地区児童・生徒を対象にした「自己実現」なる特別施策は一切すべきではない。教育基本法に基づいた、一人一人を大切にする教育が必要である。 ・コミュニティセンターの活用で「共生」とあるが、人間社会になじまないものでやめていただきたい。
15	ホームレスについて：福祉事務所での相談において、まだ若いから（65歳になっていないから）自分で働きなさい等の対応がよくきかれるが、これは隠れた人権侵害になっているのではないか。 他の課題と同様に、教育の場においてもホームレスの問題を取り上げるべき。また、ホームレスが生きるために必要な持ち物等を勝手に処分しないよう公園、道路等の管理に従事する職員の研修が一層必要である。
16	提言にあるように、人権を十分に享有できていないことを訴えることのできない弱者に対して十分対応ができるようになれば、市の人権施策も及第点がつけられるであろう。

整理番号	意見要旨
17	永い間、犯罪被害者に対する支援は放置されてきたが、過去の事件等を契機として、近年、犯罪被害者の人権に対する配慮は整備されつつある。 犯罪被害者の方々は、侵害された人権について、その回復と尊厳を求めて相談機関に来られるが、本来的な人権回復には、相談機関の活動とともに、地域の住民、周囲の人々の暖かい思いやりと理解が必要である。私たち一人一人と行政が手を取り合って初めて犯罪被害者の方々の人権が守られ、その尊厳が保たれるのではないか。
18-1	人権という言葉に終始しており、差別するという視点が埋没してしまっているのではないか。特に「差別する側」に言及する箇所がほとんどなく、差別する側に問題があるという視点がもっと必要である。
18-2	同和問題で、かつては小学校低学年では同程度の学力からスタートしていたが、現在では、最初から格差がある状態となっている。結果的に子どもたちが成長し、就業の段階で職業選択の幅が非常に限られている。また、企業の採用時の偏見を正していくことはもちろん、職業を自由に選択できる社会的状況等をつくっていくためには、まだまだ努力が必要である。
18-3	同和問題とあるが、行政はいつまで「同和」を使い続けるのか。同和地区が法的になくなった現状では、「部落問題」あるいは「被差別部落」と明言したほうが、事の本質が見えやすくなるのではないか。
18-4	例えばホームレスの問題は、個人がそこから抜け出すことが可能な課題であるが、部落であることは抜けることができない問題であり、それを並列に語ることはできないのではないか。それぞれ取りかかりやすい課題には具体的に今後の在り方が示されているが、そうっていない課題もあり、温度差が見える。
19	ホームレスについて ・「就業機会の確保」は連絡先がない、住所が書けないなどの理由から大方は困難である。ウォーミングアップや仕事の創出が現実的な面もあり、仕事の創出も施策の中に入れるべきである。 ・「生活に関する相談や指導など」の中に「生活保護制度の適切な運用など」という文言をいれるべき。また、「安定した居住場所」の確保の文言についても、制度とつなげる文言がある方がよい。 ・地域での人権啓発の中に学校も入っていると思うが、青少年による襲撃事件が後を絶たないことから、是非「学校」という文言を入れて欲しい。 ・社会参加の機会がないので、市民との協働、ふれあいの場が保障されるよう、積極的な参加を拒否されないようにすべきである。 ・イベント等によって居場所を排除されないようにすべきである。
20	自分はホームレスであり、よく図書館を利用するが、図書館の開館時間を変更（延長）してほしい。

整理番号	意見要旨
21	ホームレスについて具体的な指針がでていない。人権啓発等を含めて具体的な案を出して欲しい。
22	外国人について ・外国人ではなく外国籍市民とすべきではないか。 ・「ちがいを認めあうこと」を加える。民族的差別、偏見の大部分はこの違いを認めず、同化を強制する心理や政策が原因である。 ・保育・学校教育において教職員の継続的な研修、とりわけ管理職研修が必要である。また、子ども国際クラブなど子どもたちが異文化に触れ、学ぶ機会の提供が必要である。 就労について、「各事業所における外国籍労働者問題に対する人権教育の徹底」を加える。 多言語等への対応について、英語のほか「中国語、朝鮮（韓国）語、その他の言語」を加える。また、「区役所における外国籍市民の総合相談窓口の整備」を加える。 市民参加について、「言語、文化、専門知識など多方面での市民ボランティア活動の促進」を加える。 追加として、外国籍市民の高齢者等に対する支援措置
23	同和問題について、現状と課題に部分で、「従来劣悪であった住環境や生活実態は大きく改善され」の「生活実態は」の後に「崇仁地区を除いて」を加える。
24	中間報告は差別ありきが前面に出ている。もっと幅広い人権問題にしてはどうか。
25	家庭教育が重点項目として挙げられているが、日常生活を通じて自らの姿を持って示していくことが果たして可能かどうか疑問が残る。家庭教育に対する支援では親子が一緒に考えるようなプログラムなどを実施し、むしろ親自身が自信を持って子育てができるように親に対する教育を重視してはどうか。
26	バリアフリー化された店や観光スポットを作っているような市民活動をもっと積極的に支援すべき。行政よりも市民活動を支援する方が結果として近道ではないか。
27	人権が尊重されているかどうかは、分かりにくい部分があるので、人権に関する実態調査を積極的、長期的、定期的の実施すべきである。
28	計画の推進において、進行管理は分かるが、評価は難しい。特に、客観性を担保し、第三者的に評価することが本当に可能なのか。

整理番号	意見要旨
29	公務員の人権意識は低いという認識から出発すべき。また、不安感を解消するための監視カメラの設置などの監視社会の進行が、結果的に監視される社会になっておりプライバシーが保護されていない。更に行政の「公平性の原理」に人権をないがしろにする要素がある。
30	ホームレスについて ・ 現実には行政が直接ホームレスの方を支援するには限界があることを考えて、継続的に支援をしている民間団体への経済的な援助を行うことによって、確実に安定的にホームレスの方への支援が実行できるようにする。 ・ 荷物を一方的に排除された経過があり、ホームレスの人権が今後も侵害されることのないようにするための制度作りが必要である。
31	・ 人権施策に関する総合的な情報を提供するホームページの開設では、人権に係わる各団体とのリンクも検討すべき。 ・ 「京都市人権施策推進懇話会（仮称）」には、当事者の意見が反映されるようにしてほしい。そのためには、構成員に当事者を入れる必要がある。 ・ 区役所・支所における啓発事業の充実については、事業の中味の充実と併せて区民の参加をもっと促すような広報の仕方を工夫すべき。特に、子どもや若者へ働き掛けが重要である。各世代に応じた企画が必要である。 ・ NPO等への支援は、資金面の支援だけでなく、市が行う啓発事業の中にNPO等が参加できる場をつくる必要がある。 ・ 企業啓発においては、参加者に自ら進んで人権について考えさせるような研修を行う必要がある。 ・ 世界人権問題研究センターは研究機関としてだけでなく、人権問題について幅広く活用できるようにすべきである。 ・ 人権相談については、市民に身近な機関である区役所の果たす役割が重要である。 ・ 人権啓発事業においては、人権について市民が親しめるような明るいイメージの企画が必要である。行政だけで企画するのではなく、民間のイベント企画のプロを活用して市民にアピールできるようなものにすべきである。

日本国憲法(抜粋)

昭和21(1946)年11月3日憲法
(昭和22(1947)年5月3日施行)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない。

い権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

世界人権宣言

昭和23（1948）年12月10日

第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、

かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12（2000）年12月6日法律147号

（平成12（2000）年12月6日施行）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり，社会的身分，門地，人種，信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ，人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について，国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，必要な措置を定め，もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において，人権教育とは，人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい，人権啓発とは，国民の間に人権尊重の理念を普及させ，及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は，学校，地域，家庭，職域その他の様々な場を通じて，国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう，多様な機会の提供，効果的な手法の採用，国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は，前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は，基本理念にのっとり，国との連携を図りつつ，その地域の実情を踏まえ，人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は，人権尊重の精神の涵養に努めるとともに，人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は，人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は，毎年，国会に，政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は，人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し，当該施策に係る事業の委託その他の方法により，財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

資料編

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

用語説明

【ノーマライゼーション】

性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、生活の拠点である家庭や地域、学校において等しく参加し、支え合って生きていくことが普通（ノーマル）の社会であり、社会において様々な人々が多様な価値観や生活スタイルを互いに認め合い、生活することが当然とする考え方

【ユニバーサルデザイン】

「できる限り最大限すべての人に利用可能であるように、製品、建物、空間をデザインすること」であり、「能力や年齢にかかわらず大勢の人が利用できる製品や環境を作り出す包括的アプローチ」であるとして、1970年代にアメリカの建築家ロン・メイス氏によって提唱された考え方

【NPO】

「Non Profit Organization」の略。営利を目的とせずにさまざまな活動を自主的・自発的に行う組織・団体。こうした団体が法人格を取得する道を開いて、その活動を促進するため、平成10（1998）年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定された。

【バリアフリー】

建築物や道路、鉄道等の公共施設、個人の住宅等において、高齢者や身体に障害のあるひと等の利用に配慮し、段差等の物理的障害をなくすこと。また、制度的あるいは精神的な障壁等をなくすことについても用いる。

【女性のエンパワーメント】

女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となること。

【ストーカー行為】

平成12（2000）年11月から施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」においては、つきまとい等の行為を同じ者に対し反復して行うことを「ストーカー行為」として規制している。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

夫婦や恋人など「親密な関係」にあるとされる男女（パートナー）間における様々な暴力をいう。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的言動によって相手の望まない行為を要求したり、身体的な接触を強要したり、それを拒んだ相手に対して不利益を与えたりする「性的嫌がらせ」をいう。

【性の商品化】

女性を一人の人間として捉えるのではなく、その性的側面のみを強調し、男性の性的対象物として扱う行為をいう。

【ジェンダー】

男女の生物学的性差（sex）とは直接関係のない社会的・文化的につくられた性差。男女の性役割、行動様式、心理的特長などにおける合理的な根拠に基づかない「男らしさ」「女らしさ」をいう。

【スキル】

学習により得た知識を実際の生活の場面で行動化するための基礎的な力。人と意見を交わし、議論するなどのコミュニケーション力や判断力といった知的スキルと、対立を非暴力的に解決することなどの社会的スキルなどがある。

【成年後見制度】

判断能力が不十分な人の生活と財産を保護する制度であり、高齢社会への対応のため、また知的障害、精神障害のある人等の福祉の充実のため、従来の禁治産・準禁治産制度を抜本的に改めた法定後見制度と新設した任意後見制度から成り立っている。

【自閉症】

3歳くらいまでに生じ、(1) 他者との関係づくり、(2) コミュニケーション、(3) こだわりのすべての領域で障害がみられるものをいう。自閉症のうち知的障害を伴わないものは、高機能自閉症という。

【学習障害 (LD)】

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

【ADHD（注意欠陥／多動性障害）】

多動性・衝動性、不注意・集中困難等により、社会的活動や学業に支障をきたす障害

【オールロマンズ事件】

昭和26（1951）年10月、雑誌「オールロマンズ」に京都市の職員が書いた小説「特殊部落」が掲載され、その内容が同和地区に対する偏見にみちたものであったことから問題となり、小説に描かれたような劣悪な同和地区の実態を残した行政の責任が大きく問われた事件。その後の部落解放運動の高まりや、全国の自治体が積極的に同和行政に取り組む契機となった。

【コミュニティセンター】

*コミュニティセンター条例の改正により、平成21年4月1日削除

生活の向上を図るため、生活相談をはじめとする各種の事業（関係事業）を行ってきた施設で、平成14年度からは、関係事業及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、コミュニティ活動を振興するための施設として設置している。

【HIV感染者・エイズ患者】

エイズの原因となるウイルス(HIV)に感染している人をHIV感染者という。HIV感染＝エイズではなく、感染後平均10年といわれる潜伏期間（無症状の時期）があり、その後発病した人をエイズ患者という。

【婚外子（非嫡出子）】

法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子のこと。

【ワークショップ】

本来は作業場という意味だが、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、共同で何かを創り出す、参加・体験型の研修会などの形式を指す。また、その作業そのものを意味することもある。

【フィールドワーク】

現地に赴いて学習すること。施設の見学や市民活動、地域実態の視察などを行う。

【区民ぐるみ組織】

地域団体や企業等により、地域に根差した住民自身による自主的な啓発活動を推進していくため、区において設置されている組織

【ロールプレイング】

ワークショップの手法の1つ。学習テーマに合わせて参加者が様々な役割（ロール）を演じることで、別の視点に気づいたり、立場の違う人への共感を得ることができる。

【（財）世界人権問題研究センター】

平安建都1200年を契機として、世界的な視野に立って人権問題を総合的に調査・研究する専門的機関として文部省（現文部科学省）から認可を受け、京都市、京都府、京都商工会議所により平成6（1994）年11月に設立された。現在、80余名の研究員を擁し、研究4部門（国際的人権保障、同和問題、定住外国人、女性）において共同研究、個人研究を行っている。

【人権文化推進会議】

京都市の人権文化の構築に関する施策について、主管副市長を議長とする庁内の横断的な推進組織として平成10（1998）年5月20日に設置されたもので、各局・区等が相互に連絡し、調整を行うことにより、その円滑かつ総合的な推進を図っている。

【人権行政推進主任】

京都市における人権行政（人権文化の構築に関する施策について、企画、立案及び実施）の推進を図るため、各局・区等に設置しており、庶務担当部長等がその職を務める。所属における人権行政の統括、啓発事業や職員研修の推進、人権行政に関する連絡調整などの事務を職務とする。

京都市人権文化推進計画

〔発行〕

平成17年6月

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る

上本能寺前町488番地

TEL.075-222-3381 FAX.075-222-3194

京都市印刷物番号第173042号

